

福祉保健施設等被害情報報告要領

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

1 目 的

災害等発生時において、迅速・的確な避難支援等を実施できるよう、社会福祉施設（県福祉保健部が所管するものに限る。以下、同じ。）、保健衛生施設及び関係行政施設（以下「福祉保健施設等」という。）の被災状況について、情報の共有を行うことを目的とする。

2 報告対象

以下の災害等による被害に関する情報を報告の対象とする。

区分	内容
災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模事故（原子力災害、危険物事故、長時間の停電など）であって、施設及び利用者等への被害が発生又は避難等の災害時応急措置を行ったもの
火災	施設に被害が生じた火災及び災害により発生した火災
事故	災害以外の事故であって、施設及び利用者等への被害が発生したもの
武力攻撃災害	武力攻撃、テロ等

3 福祉保健施設等における被害情報報告の方法

- 災害等の発生により施設に被害等が生じたとき、福祉保健施設等は、施設の被害状況を取りまとめ、「4 被害情報報告先」の区分に従って速やかに被害情報を報告すること。
なお、各施設は、避難、救急など緊急の対応を要する場合は、速やかに消防局、市町村（防災担当課）、病院、警察などの防災関係機関に連絡し、対応を求め、自ら災害対応をした後、被害情報の報告（緊急の場合は口頭でも可）を行うこと。
- 被害情報の報告に当たっては、別紙様式1又は別紙様式2に記載の上、ファクシミリ又は電子メールにより報告するものとする。別の様式を定めている場合は、別の様式により報告を行っても差し支えない。

4 被害情報報告先

(1) 東部圏域

施設の区分		報 告 先			
		区 域			
1	市町立施設	東部圏域 全域	市 町 →	県福祉保健課 ※県福祉保健課未配備時は県防災当直	
2	県立施設（指定管理施設を含む）	東部圏域 全域	県施設担当課（勤務時間外は県福祉保健課） ※勤務時間内及び配備をしていない場合は県施設担当課		
3	社会福祉施設	鳥取市	法人本部（施設） →	鳥取市地域福祉課→ ※鳥取市地域福祉課未 配備時は県防災当直	県福祉保健課
		4 町		県福祉保健課 ※県福祉保健課未配備時は県防災当直	
4	医療機関	東部圏域 全域	医療機関→	鳥取市保健所 → ※鳥取市保健所未配 備時は県防災当直	県福祉保健課
5	1～4以外の施設	鳥取市	施 設 →	鳥取市地域福祉課→ ※鳥取市地域福祉課未 配備時は県防災当直	県福祉保健課
		4 町		県福祉保健課 ※県福祉保健課未配備時は県防災当直	

※4町とは、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町の区域をいう（以下、同じ。）。

(2) 中部圏域・西部圏域

施設の区分		報 告 先		
1	市町村立施設	市 町 村 →	市町村を管轄する県総合事務所県民福祉局（以下「県民福祉局」という。） → ※県民福祉局未配備時は県防災当直	県福祉保健課
2	県立施設（指定管理施設を含む）	県施設担当課（勤務時間外は県福祉保健課） ※勤務時間内及び配備をしていない場合は県施設担当課		
3	社会福祉施設	法人本部（施設） →	法人本部の所在地を管轄する県民福祉局 → ※県民福祉局未配備時は県防災当直	県福祉保健課
4	医療機関	施設の所在地を管轄する県総合事務所県保健所（ 以下「県保健所」という。 → ※県保健所未配備時は県防災当直		
5	1 ～ 4 以外の施設			

5 被害情報の伝達・共有

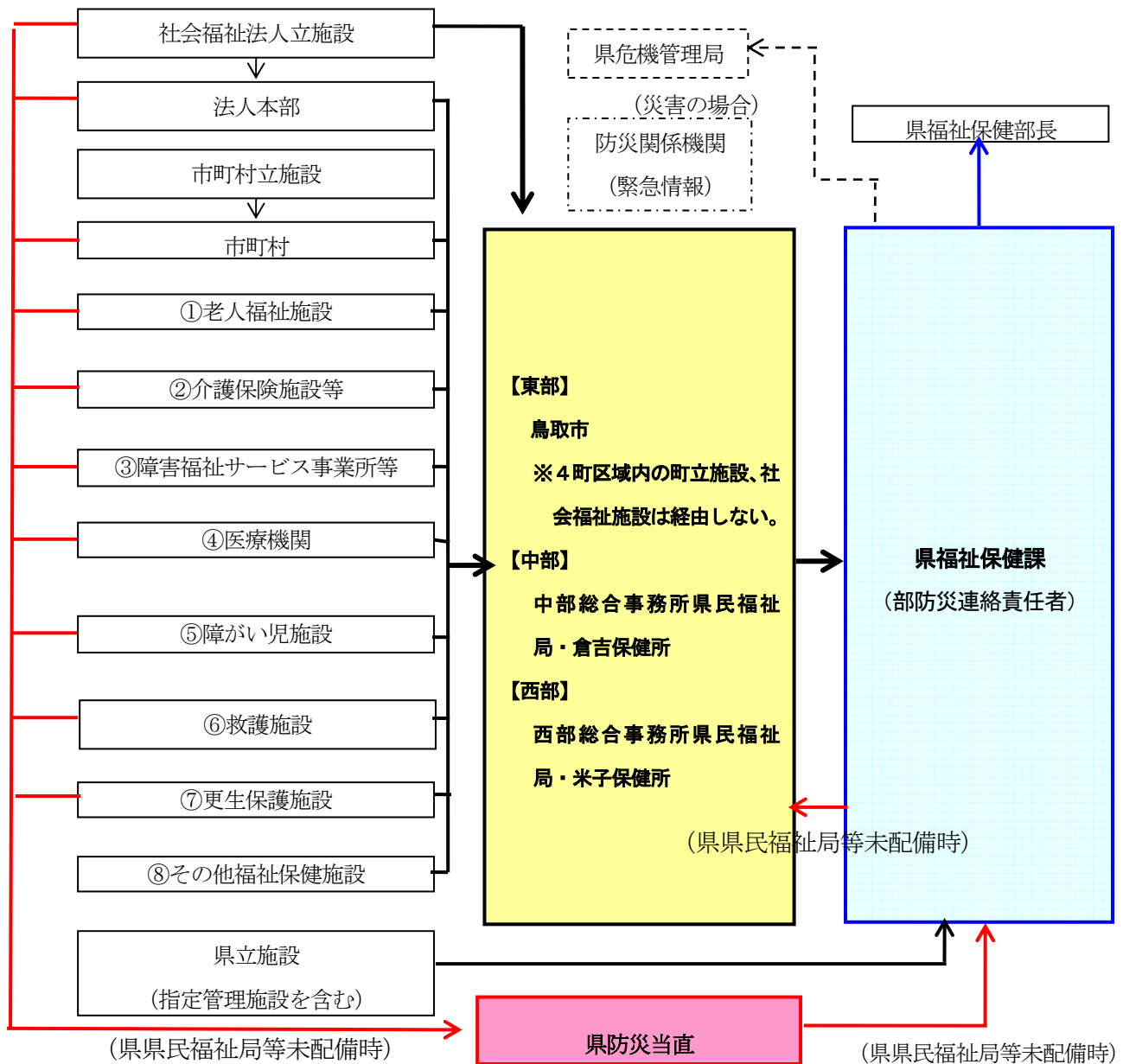
- (1) 福祉保健施設等から3により報告を受けた県民福祉局、県保健所、鳥取市地域福祉課、鳥取市保健所（以下「県民福祉局等」という。）は、県福祉保健課に速やかに報告すること。また、報告を受けた県福祉保健課は県施設担当課に報告すること。
なお、施設から緊急の対応を要する被害情報報告を受けた県民福祉局等及び県福祉保健課は、速やかに被災状況等について関係機関等と情報を共有し、必要な対応を行うこと。
- (2) 県民福祉局未配備時に施設から連絡を受けた県防災当直は、県福祉保健課（福祉保健部防災連絡責任者）に連絡し、連絡を受けた県福祉保健課は、県施設担当課及び施設の所在地を管轄する県民福祉局等に速やかに連絡すること。
- (3) 上記（1）、（2）により報告を受けた県福祉保健課（福祉保健部防災連絡責任者）は、速やかに県福祉保健部長に被害情報を報告すること。

6 報告項目

各報告者は、別紙様式1又は2により次の事項を報告すること。

項目	記載項目			基準等
施設の概要	施設の種類			概ね以下の区分に従って記載すること。 ①老人福祉施設 ②介護保険施設 ③障害福祉サービス事業所等（障害者支援施設） ④医療機関 ⑤障がい児施設 ⑥救護施設 ⑦更生保護施設 ⑧その他福祉保健施設
	設置者			施設を設置した又は管理する法人
	施設名			施設の名称
	施設所在地			施設の所在地
被害状況	災害等の種類			概ね以下の区分に従って記載すること。 風水害、地震、火災、事故、その他（具体的に記載）
	発生年月日			被害の原因となる事象が発生した年月日
	人的被害	死者	人数	・災害等が原因で死亡し、死体を確認したもの ・死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
		行方不明者	人数	災害等が原因で所在不明となり、死亡の疑いのある者
		重傷者	人数	医師の治療を要し、1か月以上の治療を要する見込みのもの（骨折等）
		軽傷者	人数	医師の治療を要し、1か月未満で治療できる見込みのもの（打撲（重度なものは除く）等）
	建物被害	全壊、全焼	棟数、被害額	基本的機能を喪失 住家全部が倒壊・消失・流失・埋没 補修により元通りに再使用することが困難 ・延べ床面積70%以上の損壊 ・住家の主要な構成要素の損壊がもたらす経済的損害の割合が50%以上
				基本的機能の一部を喪失 損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用可能 ・延べ床面積20%以上70%未満の損壊 ・住家の主要な構成要素の損壊がもたらす経済的損害の割合が20%以上50%未満
		一部損壊	棟数、被害額	全半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの（ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く）
		床上浸水	棟数、被害額	床より上に浸水（土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものを含む）
		床下浸水	棟数、被害額	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの
		流失	面積、被害額	敷地内の土の流失のため、敷地の使用が不能になったもの
	土地被害	埋没	面積、被害額	砂利等のたい積のため、敷地の使用が不能になったもの
		崩壊	面積、被害額	敷地又は法面崩壊のため、敷地の使用が不能になったもの
		その他	面積、被害額	その他敷地への被害により、敷地の使用が不能になったもの
		インフラ被害		電気・水道・ガス・冷暖房の被害状況
	その他		内容、被害額	その他、災害等により施設に及んだ被害
	被害額合計		被害額	建物被害、土地被害、その他被害の被害額の合計
災害時応急措置	利用者	避難	人数	災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため、避難所等に避難した利用者
		退去	人数	災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため、自宅に一時帰宅した利用者
		入院	人数	災害等を避けるため又は災害による負傷等の治療を行うため入院措置をとった利用者
		その他	人数	その他、災害等に係る応急措置の対象となった利用者
	施設	休止	施設数	災害等を避ける又は災害による被害により施設が利用できないため休止した施設
		その他	施設数	その他、災害等に係る応急措置を行った施設

【福祉保健施設等被害情報連絡体制図】



※県防災当直への連絡は、県県民福祉局等未配備時のみ

県県民福祉局等の配備…通常の勤務時間（平日 8：30～17：15）及び以下の気象警報等が管轄区域内に発表時など

○警報（大雨、洪水、大雪等）の発表 ○洪水予報（注意報、警報）の発表 ○水防警報（出動、指示）の発表 ○地震（震度5弱）の発生 ○土砂災害警戒情報の発表 ○記録的短時間大雨情報の発表
○台風接近時 ○津波警報の発表 ○その他大規模事故等の発生

【被害情報の連絡先（県窓口）】

■福祉保健施設等（又は市町村・法人本部経由）からの報告先

区 分			連絡先	電話番号	ファクシミリ
東 部	医療機関		鳥取市保健所	0857-30-8522	0857-20-0144
	社会福祉法人立施設等	鳥取市の区域	鳥取市地域福祉課	0857-30-8202	0857-20-3906
		4 町の区域	県福祉保健課	0857-26-7142	0857-26-8116
中 部			中部総合事務所 県民福祉局	0858-23-3122	0858-23-4803
			倉吉保健所		
西 部			西部総合事務所 県民福祉局	0859-31-9315	0859-34-1392
			米子保健所		
県福祉保健局等が配備していない場合			防災当直	0857-26-7064	0857-26-8137

■施設所管課一覧

施設の区分	連絡先（県施設担当課）	電話番号	ファクシミリ
①老人福祉施設	長寿社会課	0857-26-7178	0857-26-8168
②介護保険施設等		0857-26-7860	
③障害福祉サービス事業所等	障がい福祉課	0857-26-7193	0857-26-8136
④医療機関	医療政策課	0857-26-7228	0857-21-3048
⑤障がい児施設	子ども発達支援課	0857-26-7865	0857-26-8136
⑥救護施設	福祉監査指導課	0857-26-7140	0857-26-8127
⑦更生保護施設 ⑧その他福祉保健施設	福祉保健課	0857-26-7142	0857-26-8116